

意見公募手続きの結果の概要

静岡市行政手続条例（平成15年静岡市条例第8号）第37条第1項の規定による手続（意見公募手続）を実施した上で、規則等を定めたので、その結果を公表します。

1 規則等の案の題名

児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施、同法第23条第1項に規定する母子保護の実施、同法第27条第1項第3号に規定する措置、同条第2項に規定する委託措置及び同法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示（令和2年静岡市告示第484号）の一部改正について（案）

2 意見公募手続を実施した期間

令和7年10月20日（月）から令和7年11月19日（水）まで

3 提出された意見

提出された意見はありませんでした。

4 規則等の題名

児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施、同法第23条第1項に規定する母子保護の実施、同法第27条第1項第3号に規定する措置、同条第2項に規定する委託措置及び同法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示

5 規則等の内容

別紙1のとおり

6 規則等の公布等年月日

令和7年11月28日

7 規則等の案と定めた規則等の差異

規則等の案と定めた規則等の差異はありません。

【お問い合わせ先】

〒420-0947 静岡市葵区堤町914番地の417

静岡市役所 こども未来局

児童相談所 支援第3係

電話 054-275-2883

FAX 054-272-1610